

### 住宅の増改築等にご活用ください

#### 耐震改修工事で 固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。

#### 【減額される要件】

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること  
▽平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること  
▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること

#### 【減額の期間】

改修工事が完了した年の翌年度から、次のとおり家屋に係る固定資産税額を減額します。

- ・平成30年3月31日までに改修工事が完了…1年間
- ・通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了…2年間

#### 【減額する額】

改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)

の2分の1相当額

#### 【手続き】

改修工事後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保(かしたんぼ)責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

☆耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用はできません。

◆問い合わせ 課税課

#### 京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。

木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい素材であり、再使用・再利用・再生可能な資源でCO<sub>2</sub>を貯蔵し、地球温暖化防止に貢献する環境にやさしい素材です。

住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。※木造住宅耐震改修費事業に活用できる場合があります。都市整備課にお問い合わせください。

▼対象 市内で住宅・店舗・事務所を増改築(木造住宅耐

震改修を含む)する市民および助成対象建築物を施工した請負業者

▼要件 増築・改築・改造に京都府産木材を0.3㎡以上使用した場合

#### ▼助成額

☆施工主 京都府産木材購入費の2分の1以内で、住宅の場合は20万円、店舗・事務所は30万円を限度(1住宅等あたり)。

☆請負業者(平成28年度から助成対象) 京都府産木材購入費の10分の1以内で、住宅の場合は2万円、店舗・事務所は3万円を限度(1住宅等あたり)。  
※詳細については、市のホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 農業振興課

#### 太陽光発電の導入を

地球温暖化が懸念される昨今、温室効果ガスの排出を抑えるため、再生可能エネルギーを利用することが重要です。

市では、太陽光発電を新規に導入される個人に対し、補助を行っています。ご自宅の

新築・改築をお考えのご家庭はぜひ太陽光発電パネルの設置をご検討ください。

補助金額 太陽光発電出力1kWあたり3万円(上限10万円)  
※太陽光発電と蓄電池を同時設置される場合、さらに補助金額を上乗せする制度もあります。詳細は、お問い合わせください。

◆問い合わせ 環境保全課

## 競争入札等参加資格審査 申請の受け付け

建設工事・測量等コンサルタント業務の平成29年度(八幡市外業者は平成29・30年度)、物品等の供給については平成29年度(単年度分追加受付)に八幡市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領(表)で受け付けます。

申請していないと、競争入札等に参加することができません。

※申請用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。契約検査課窓口でも配布しています。

◆問い合わせ 契約検査課

	建設工事・測量等 コンサルタント業務	物品等の供給
業 務	建設工事または測量等コンサルタント業務	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供等
登録 申請資格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社)	平成29年3月31日現在で、当該営業開始後2年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後2年以上の者)
	審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者	直前2年の営業年度に営業実績高のある者
	成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人または破産者で復権を得ていないものでないこと	
	市税その他納付金等の未納がない者 その他申請要領による	
受付期間	11月1日(火)~12月20日(火)必着	
受付方法	郵送(宅配便可)または持参	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等	
登録 有効期間	市外業者:平成29年4月1日から平成31年3月31日まで(2年間) 市内業者:平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(1年間)	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(1年間)
その他 注意事項	平成29年度分未登録者の追加申請です。平成28・29年度の登録をしている場合は、申請不要です。	

## 市税は納期内に納付を

### 固定資産税(第4期分)の 納期限は 11月30日(水)

◆問い合わせ 納税課

■申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税でを行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。11月15日(火)までに手続きをされ、市・府民税(第4期分)から振替をします。11月16日(水)以降に手続きされた場合は、全税目とも来年度からの振替となります。なお、振替は各納税義務者の税目単位で行いますが、軽自動車税は複数所有されている場合には全てを振替します。

#### 口座振替が便利

市税は、市民の暮らしやまわりの生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都地方税機構」に移ります。

### 指名手配被疑者の 検挙にご協力を!

警察では、11月に総力を挙げて、指名手配被疑者の検挙に取り組みます。指名手配被疑者によく似た人を見か

けたといった情報など、警察に通報していただきますようお願いいたします。

逃走犯人を逮捕するためには、皆さんの協力が必要です。警察としては、被害者のため、また、皆さんの安全な生活を確保するために、全力で捜査していきますので、お力をお貸しください。

◆問い合わせ 八幡警察署(☎981-0110)

### 宇治税務署からのお知らせ ☎0774-44-4141

#### ◎年末調整説明会

開催日	開催時間	開催場所
11月21日(月)	午後2時~4時	京田辺市 コミュニティホール (京田辺市田辺80)
11月24日(木)	午前10時~正午	宇治市文化センター 小ホール (宇治市折居台1-1)
	午後2時~4時	
11月25日(金)	午後2時~4時	木津川市中央交流会館 いずみホール (木津川市木津宮ノ内92)

※各会場とも駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用のうえお越しください。

### 税について「ちよつと」考えてみよう! 税を考える週間

11月11日~11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての動画で紹介

イラストで紹介

マイナンバー制度についても紹介中

税を考える週間 検索 国税庁

### 税を考える週間の主な活動

- 『税に関する小学生の絵画展』市役所1階エバーグリーンホールにて展示。
- 街頭広報・後援会・研修会・セミナー等開催
- 『税を考える週間』特集ページ開設

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は、国税庁ホームページで  
(www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)

宇治税務署